

専門知識を持ったアフラックのよりそうがん相談サポーターが  
あなたの不安や悩みを傾聴したうえで、適切なサービスをご案内します。

## アフラックのよりそうがん相談サポート(\*1)の 3つの特長

- 1 お一人おひとりに合わせて信頼できる情報や安心して利用いただけるサービスをご案内し、**お困りごとや疑問の緩和・解消**をサポートします。
- 2 よりそうがん相談サポーターへの相談は**無料**で、**何度でもご利用**いただけます。
- 3 よりそうがん相談サポーターへご相談いただくことで、**無料や優待価格**でご利用いただけるサービスがあります。

## よりそうがん相談サポーターが案内するサービス【一例】

<b>治療サポート</b> <span>無料(*2)</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問面談サービス</li> <li>● 専門医紹介</li> <li>● セカンドオピニオンサービス <span>面談</span></li> <li>● Webセカンドオピニオンサービス</li> <li>● チャット医療相談</li> </ul>	<b>経済不安の解消サポート</b> <span>無料(*2)</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ご契約内容の確認</li> <li>● 給付金請求の取次</li> <li>● 就労支援サービス</li> </ul>
<b>情報サポート</b> <span>無料</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 記事・ニュース・体験談などの情報</li> <li>● 医療機関の情報</li> </ul>	<b>生活サポート</b> <span>無料または有料</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家事代行サービス</li> <li>● 入退院・通院サポート</li> <li>● 宅食サポート</li> <li>● 外見ケアサポート</li> </ul>
	<b>精神サポート</b> <span>無料または有料</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 心理カウンセリング</li> <li>● がん経験者コミュニティ</li> </ul>

ご利用された方の約96%が満足しているサービスです(\*3)

(\*1)よりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。  
(\*2) 無料の範囲を超える場合は、有料となります。  
(\*3) 利用者アンケート実績(2021年1月~12月 ㈱法研調べ)

よりそうがん相談サポート(\*1)は、  
電話・Webから  
ご利用いただけます。



- よりそうがん相談サポーターが案内する各種サービスは、Hatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供いたします。
- 被保険者様と被保険者様の同意を得たご家族(配偶者および2親等内)が代理でご利用いただけます。
- よりそうがん相談サポートおよびよりそうがん相談サポーターが案内する各種サービスの内容は、2023年4月3日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。
- よりそうがん相談サポーターが案内する各種サービスには、無料で利用できるサービスもありますが、よりそうがん相談サポートの利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無料ででの提供回数は変わりません。
- その他、詳細については、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

- 「本冊子」に記載の保障内容および保険料などは2023年4月3日現在のものです。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により決まります。
- 特約のみをお申込みいただくことはできません。
- 20名様以上のご契約を条件に、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。
- 退職されても所定の退職者組織の会員になることにより、**集団料率で契約を継続いただけます。**  
**所定の退職者組織の会員でない場合は個別料率に変わります。**
- 「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。
- 記載の保障内容以外をご希望の場合はお問い合わせください。
- 本冊子に記載の当社とは引受保険会社のことをいいます。
- お客様の健康状態によっては割増された保険料をお払いいただくことで、ご契約をお引受けできる場合があります。また、特定の病気について保障しない条件を付けてご契約をお引受けできる場合があります。

### お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています) <引受保険会社>

**株式会社 郵 愛**

〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6

電話: **0120-025-915** (通話無料)

お問い合わせ時間: 9時~17時 休業日: 土曜・日曜・祝日

**Aflac**  
アフラック  
東京第二法人営業部  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル19F  
URL: <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について  
コールセンター 0120-5555-95 平日9:00~18:00 土曜日9:00~17:00※祝日・年末年始を除きます。  
AF006-2023-0311 5月17日(240517)

日本郵政グループ労働組合の皆さまへ

**NEW**  
**団体割引適用**  
**「生きる」を創るがん保険 WINGS**

「生きる」を創るがん保険 WINGSは、  
幅広い保障による経済的な安心に加え、がんの専門知識を持つ「アフラックのよりそうがん相談サポーター」が治療や、生活や心のことまで、さまざまながんの悩みの解決をサポートします。

- 手厚い保障  
**充実コース**
- 安心の保障  
**基本コース**
- 手頃な保険料  
**バリューコース**

がん治療に  
幅広くまとめて  
備える!

**割安な団体料率の保険料でお申込みいただけます。**  
退職されても所定の退職者組織の会員になることにより、**集団料率で契約を継続いただけます。**  
所定の退職者組織の会員でない場合は個別料率に変わります。

募集代理店

引受保険会社

JP労組保険代理店

**株式会社 郵 愛**

「生きる」を創る。

**Aflac**

「生きる」を創るがん保険 WINGS

本冊子で使用する  
マークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。  
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

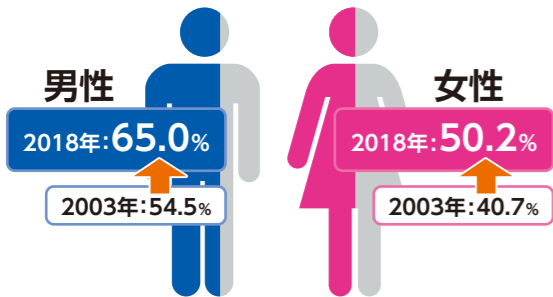
このパンフレットで ご案内する 保障分野	<b>がんや 重大疾病 (心疾患・ 脳血管疾患) の保障</b>	対応する 商品・特約	「生きる」を創るがん保険 WINGS がん要精検後精密検査保障特約 診断給付金複数回支払特約 がん特定治療保障特約 がん先進医療・患者申出療養特約 外見ケア特約 特定保険料払込免除特約 重大疾病一時金特約	このパンフレットではご案内しておりません
				<ul style="list-style-type: none"> <li>病気やケガの保障</li> <li>介護や障がいの保障</li> <li>死亡時の保障</li> <li>貯蓄 (教育資金や老後生活資金準備など)</li> </ul>

この「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」は記載の保険の概要を説明しています。  
ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご確認ください。

## 2人に1人ががんと診断されています。

身近な病気であるがん。15年前と比較してもがんと診断される人は増加しており、今や**一生のうち**に**2人に1人**ががんと診断されるといわれています。

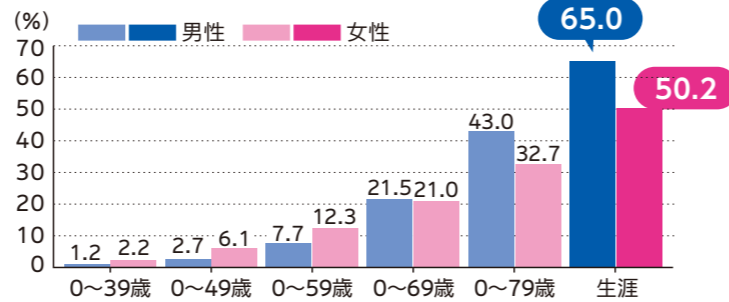
### ■一生のうちにがんと診断される割合



公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計'09 2022」累積がん罹患・死亡リスク 年齢階級別罹患リスク(2003年・2018年 罹患・死亡データに基づく)全がん

### ■がんにかかるリスク

年齢階級別 累積罹患リスク 2018年 全がん

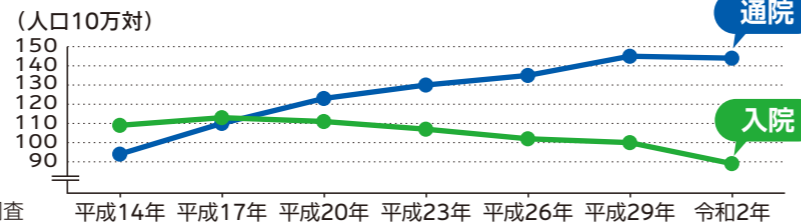


国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」グラフデータベース 累積罹患リスク(2018年のデータに基づく)をもとにアフラック作成

## 通院による治療が増えています。

近年、がん治療において**通院(外来)**は増加傾向にあり、入院の割合を上回っています。

### ■がん(悪性新生物)の外来受療率・入院受療率の推移

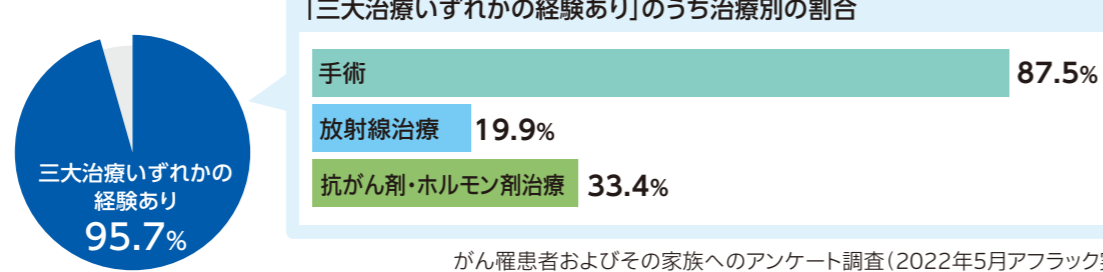


厚生労働省 平成14,17,20,23,26,29年,令和2年 患者調査

## がん治療は多様化しています。

がん治療には、三大治療とされる**手術**、**放射線治療**、**抗がん剤・ホルモン剤治療**や、**緩和療養**など多様な治療があります。また、三大治療は**組み合わせ**て行う場合があります。

### ■がん治療経験者の三大治療の受療割合



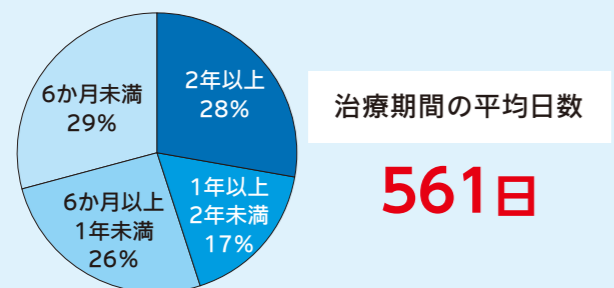
がん罹患患者およびその家族へのアンケート調査(2022年5月アフラック実施)

## 長期にわたると治療費の負担は大きくなります。

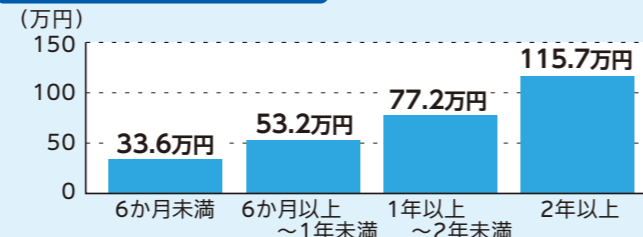
高額療養費制度により**月々の治療費は一定額**で収まりますが、治療が長期にわたると、治療費の総額は高くなり、**経済的な負担は大きく**なります。

### 治療期間【例】(\*1)

抗がん剤・ホルモン剤治療を含む治療を受けた場合の治療期間



### 治療期間別費用総額(\*1)



※上記の治療費は、治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。なお、公的医療保険対象となった費用は、高額療養費制度を利用した後の自己負担額です。

(\*1)がん罹患患者およびその家族へのアンケート調査(2022年5月アフラック実施)

## 治療によっては治療費が全額自己負担となります。

先進医療・患者申出療養の「**保険外併用療養**」や「**保険外診療**」は、**治療費が高額**になることもあります。

### ご存じですか? 先進医療・患者申出療養

先進医療・患者申出療養は、将来的に保険導入にむけて検討されている段階であるため、先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用は公的医療保険制度の対象外となります。また、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養であり、保険診療との併用が認められています。なお、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

#### 先進医療とは?

医療機関が起点となり、先進的な医療を実施するもの(あらかじめ受けられる医療技術や医療機関などの条件が決まっています)。

技術料は全額自己負担となります。

技術料【例】重粒子線治療の場合

1件あたりの費用 **平均 約316万円** (\*2)

#### 患者申出療養とは?

患者からの申し出が起点となって未承認薬等の使用について安全性が一定程度確認されたうえで、身近な医療機関において実施するもの

技術料は全額自己負担となります。

患者申出療養の各技術の概要については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(\*2)重粒子線治療の平均費用:厚生労働省 第117回先進医療会議「【先進医療A】令和4年6月30日時点における先進医療に係る費用 令和4年度実績報告(令和3年7月1日~令和4年6月30日)」をもとにアフラック作成

## がん以外にも心配な病気があります。

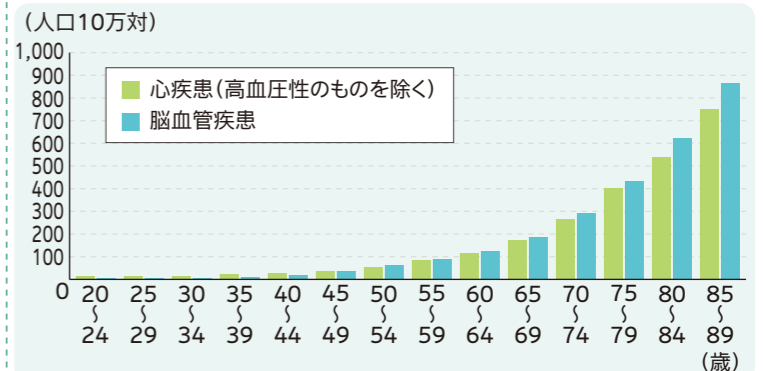
がんとともに「**三大疾病**」と呼ばれる「**心疾患**」「**脳血管疾患**」も心配です。

### 三大疾病とは…

がん(悪性新生物)	心疾患	脳血管疾患
<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん</li> <li>大腸がん</li> <li>肺がん</li> <li>肝臓がん</li> <li>乳がん など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性心筋梗塞</li> <li>狭心症</li> <li>心筋症</li> <li>不整脈</li> <li>心不全 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脳卒中(脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血)など</li> </ul>
がん保険(重大疾病一時金特約を除く)で保障	重大疾病一時金特約で保障	

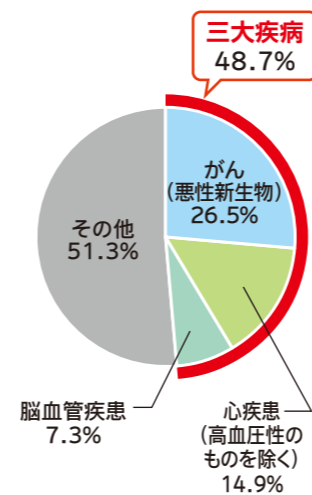
### ●心疾患、脳血管疾患の受療率(\*4)

心疾患、脳血管疾患は**40代以降**リスクが高まります。



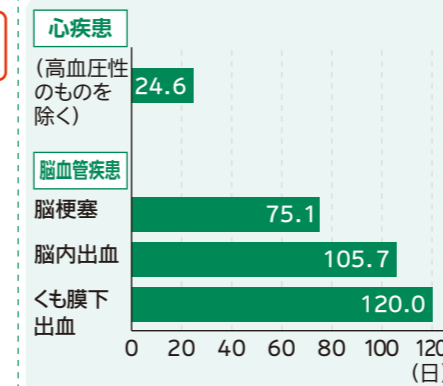
### ●日本人の死亡原因(\*3)

三大疾病は日本人の死亡原因の**約半数**を占めています。



### ●退院患者の平均在院日数(\*4)

心疾患、脳血管疾患は**治療が長期にわたる**傾向にあります。



### ●くも膜下出血で入院した場合の想定自己負担金額

治療が長期にわたると、**経済的な負担**が生じる可能性があります。

#### ケース

自宅で急に倒れ、救急搬送。くも膜下出血と診断され、一命を取り留めたが、後遺症が残る。その後、リハビリ病院に転院し、長期間のリハビリを行った。入院は救急搬送時から**120日(\*5)**におよんだ。

想定自己負担金額 **1,118,505円**

総医療費(\*6):1日あたり53,616円  
差額ベッド代(\*7):1日あたり6,613円  
※上記は、実際にかかった医療費となります。窓口での自己負担額とは異なります。

<自己負担額> ※入院中の治療等を含む  
「1か月目:(入院30日)93,515円」+「2か月目:(入院30日)93,515円」+「3か月目:(入院30日)93,515円」+「4か月目:(入院30日)44,400円」+差額ベッド代:793,560円=合計:1,118,505円  
※高額療養費制度を考慮して計算しています(69歳以下で年収 約370万円~約770万円の場合)。  
※2022年10月現在の公的医療保険制度に基づいて記載しています。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

(\*3)厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計」をもとにアフラック作成 (\*4)厚生労働省「令和2年(2020)患者調査」をもとにアフラック作成 (\*5)入院日数は、厚生労働省「令和2年(2020)患者調査」より (\*6)厚生労働省「令和3年社会医療診療行為別統計」をもとにアフラック作成 (\*7)厚生労働省「中央社会保険医療協議会 主な選定療養に係る報告状況 令和3年7月1日現在」より1日あたり平均徴収額(推計)



# <「生きる」を創るがん保険 WINGS>の 保障内容

保障の開始まで3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。ただし、重大疾病一時金特約には待ち期間はありません。団体取扱の待ち期間については **契約概要 P.20** をご確認ください。

給付金のお支払いなどについて、詳しくは **パンフレット P.9~17** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

		手頃な保険料で備えたい方に	安心のおすすめ保障	充実の保障で備えたい方に	保険期間
		バリューコース	基本コース	充実コース	
治療中の保障	診断	診断給付金 診断確定 初めてがん・上皮内新生物と診断確定されたとき 50万円 (がん) / 5万円 (上皮内新生物)	診断給付金 診断確定 初めてがん・上皮内新生物と診断確定されたとき 100万円 (がん) / 10万円 (上皮内新生物)	診断給付金 診断確定 初めてがん・上皮内新生物と診断確定されたとき 100万円 (がん) / 10万円 (上皮内新生物)	終身
		複数回診断給付金 再発など 診断確定から2年以上経過後に所定の治療を受けたとき 20万円 (がん) / 2万円 (上皮内新生物)	複数回診断給付金 再発など 診断確定から2年以上経過後に所定の治療を受けたとき 50万円 (がん) / 5万円 (上皮内新生物)	複数回診断給付金 再発など 診断確定から2年以上経過後に所定の治療を受けたとき 50万円 (がん) / 5万円 (上皮内新生物)	
	入院	入院給付金 がん・上皮内新生物の治療を目的とする入院をしたとき 5,000円	入院給付金 がん・上皮内新生物の治療を目的とする入院をしたとき 5,000円	入院給付金 がん・上皮内新生物の治療を目的とする入院をしたとき 10,000円	
	通院	通院給付金 がん・上皮内新生物の治療を目的とする通院をしたとき 5,000円	通院給付金 がん・上皮内新生物の治療を目的とする通院をしたとき 5,000円	通院給付金 がん・上皮内新生物の治療を目的とする通院をしたとき 10,000円	
	治療	治療給付金 がん・上皮内新生物の治療を目的とする所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けたとき 10万円 (ホルモンのみの場合) 5万円 (緩和療養のみ)	治療給付金 がん・上皮内新生物の治療を目的とする所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けたとき 10万円 (ホルモンのみの場合) 5万円 (緩和療養のみ)	治療給付金 がん・上皮内新生物の治療を目的とする所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けたとき 10万円 (ホルモンのみの場合) 5万円 (緩和療養のみ)	
先進医療・患者申出療養	がん先進医療・患者申出療養給付金 (*1) がん先進医療・患者申出療養一時金 (*1) がんの診断や治療で先進医療・患者申出療養を受けたとき 15万円 (一時金として 1年に1回)	自己負担額と同額 (通算2,000万円まで) 15万円 (一時金として 1年に1回)	自己負担額と同額 (通算2,000万円まで) 15万円 (一時金として 1年に1回)	10年満期 (自動更新)	

**プラス** さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

治療前の保障	特約	内容	給付条件	給付額	保険期間
治療中の保障	精密検査	がん要精検後精密検査保障特約 要精検後精密検査給付金 所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたとき 検診ごとに1年に1回 2万円	10年満期 (自動更新)		
	特定治療	がん特定治療保障特約 特定保険外診療給付金 (*1) がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき 50万円	10年満期 (自動更新)		
		がんゲノムプロファイリング検査給付金 (*1) がんの治療を目的とするがんゲノムプロファイリング検査を受けたとき 10万円			
外見ケア	外見ケア特約 外見ケア給付金 (*1) がんの治療を目的とする つぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔・頭部の手術 ②手足の切断術 20万円	①②各1回ずつ			
	特定保険料払込免除特約 (*1) 入院や通院が所定の条件に該当したとき 10万円	1回限り			

**特定保険料払込免除特約 (\*1)**

入院や通院が所定の条件に該当したとき

以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

▼心疾患と脳血管疾患の一時金の保障

重大疾病一時金特約	重大疾病一時金 心疾患・脳血管疾患の手術や入院をしたとき 50万円 (特約給付金額 50万円の場合) 1年に1回	終身
-----------	---	----

(\*1) 上皮内新生物は、保障の対象外です。 ※支払事由については9~17ページを必ずご確認ください。

特定保険料払込  
免除特約付き

団体取扱  
月払保険料  
(単位:円)

生きるためのがん保険Days1 WINGS

保険期間/保険料払込期間:終身  
(がん先進医療・患者申出療養特約、がん要精検後精密検査保障特約、  
がん特定治療保障特約、外見ケア特約は10年)

男性 解約払戻金なしタイプ 定額タイプ 契約年齢 0歳~満85歳

●記載の保険料は契約時の保険料となります。  
●<がん要精検後精密検査保障特約>、<がん特定治療保障特約>、  
<がん先進医療・患者申出療養特約>、<外見ケア特約>には更新があり、  
更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。  
●<がん要精検後精密検査保障特約>の契約年齢は  
満20歳~満85歳までとなります。

契約日の  
満年齢

0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳 8歳 9歳 10歳 11歳 12歳 13歳 14歳 15歳 16歳 17歳 18歳 19歳 20歳 21歳 22歳 23歳 24歳 25歳 26歳 27歳 28歳 29歳 30歳 31歳 32歳 33歳 34歳 35歳 36歳 37歳 38歳 39歳 40歳 41歳 42歳 43歳 44歳 45歳 46歳 47歳 48歳 49歳 50歳 51歳 52歳 53歳 54歳 55歳 56歳 57歳 58歳 59歳 60歳 61歳 62歳 63歳 64歳 65歳 66歳 67歳 68歳 69歳 70歳 71歳 72歳 73歳 74歳 75歳 76歳 77歳 78歳 79歳 80歳 81歳 82歳 83歳 84歳 85歳

Table with 1 column: バリューコース (Value Course) showing monthly premiums from 1,125 to 17,864.

Table with 1 column: 基本コース (Basic Course) showing monthly premiums from 1,425 to 23,194.

Table with 1 column: 充実コース (Enhanced Course) showing monthly premiums from 1,735 to 26,979.

Table with 1 column: がん先進医療・患者申出療養特約 (Cancer Advanced Medical Treatment/Patient Application Medical Care) showing premiums from 95 to 109.

Table with 1 column: がん要精検後精密検査保障特約 (Cancer Precise Examination/Post-Examination Precision Examination Insurance) showing premiums from 0 to 996.

Table with 1 column: がん特定治療保障特約 (Cancer Specific Treatment Insurance) showing premiums from 28 to 1,019.

Table with 1 column: 外見ケア特約 (Appearance Care Insurance) showing premiums from 17 to 335.

Table with 1 column: 重大疾病一時金特約 (Major Disease Lump Sum Benefit) showing premiums from 460 to 10,930.

特定保険料払込  
免除特約なし

団体取扱  
月払保険料  
(単位:円)

生きるためのがん保険Days1 WINGS

保険期間/保険料払込期間:終身  
(がん先進医療・患者申出療養特約、がん要精検後精密検査保障特約、  
がん特定治療保障特約、外見ケア特約は10年)

男性 解約払戻金なしタイプ 定額タイプ 契約年齢 0歳~満85歳

●記載の保険料は契約時の保険料となります。  
●<がん要精検後精密検査保障特約>、<がん特定治療保障特約>、  
<がん先進医療・患者申出療養特約>、<外見ケア特約>には更新があり、  
更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。  
●<がん要精検後精密検査保障特約>の契約年齢は  
満20歳~満85歳までとなります。

契約日の  
満年齢

0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳 8歳 9歳 10歳 11歳 12歳 13歳 14歳 15歳 16歳 17歳 18歳 19歳 20歳 21歳 22歳 23歳 24歳 25歳 26歳 27歳 28歳 29歳 30歳 31歳 32歳 33歳 34歳 35歳 36歳 37歳 38歳 39歳 40歳 41歳 42歳 43歳 44歳 45歳 46歳 47歳 48歳 49歳 50歳 51歳 52歳 53歳 54歳 55歳 56歳 57歳 58歳 59歳 60歳 61歳 62歳 63歳 64歳 65歳 66歳 67歳 68歳 69歳 70歳 71歳 72歳 73歳 74歳 75歳 76歳 77歳 78歳 79歳 80歳 81歳 82歳 83歳 84歳 85歳

Table with 1 column: バリューコース (Value Course) showing monthly premiums from 1,080 to 14,503.

Table with 1 column: 基本コース (Basic Course) showing monthly premiums from 1,364 to 18,789.

Table with 1 column: 充実コース (Enhanced Course) showing monthly premiums from 1,654 to 21,834.

Table with 1 column: がん先進医療・患者申出療養特約 (Cancer Advanced Medical Treatment/Patient Application Medical Care) showing premiums from 94 to 94.

Table with 1 column: がん要精検後精密検査保障特約 (Cancer Precise Examination/Post-Examination Precision Examination Insurance) showing premiums from 0 to 825.

Table with 1 column: がん特定治療保障特約 (Cancer Specific Treatment Insurance) showing premiums from 27 to 844.

Table with 1 column: 外見ケア特約 (Appearance Care Insurance) showing premiums from 17 to 281.

Table with 1 column: 重大疾病一時金特約 (Major Disease Lump Sum Benefit) showing premiums from 450 to 8,785.

特長 保障内容 保険料 支払事由/免除事由 契約概要 注意喚起情報/その他重要事項

特定保険料払込  
免除特約付き

団体取扱  
月払保険料  
(単位:円)

生きるためのがん保険Days1 WINGS

保険期間/保険料払込期間:終身  
(がん先進医療・患者申出療養特約、がん要精検後精密検査保障特約、  
がん特定治療保障特約、外見ケア特約は10年)

女性 解約払戻金なしタイプ 定額タイプ 契約年齢 0歳~満85歳

●記載の保険料は契約時の保険料となります。  
●<がん要精検後精密検査保障特約>、<がん特定治療保障特約>、<がん先進医療・患者申出療養特約>、<外見ケア特約>には更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。  
●<がん要精検後精密検査保障特約>の契約年齢は満20歳~満85歳までとなります。

契約日の満年齢

0歳  
1歳  
2歳  
3歳  
4歳  
5歳  
6歳  
7歳  
8歳  
9歳  
10歳  
11歳  
12歳  
13歳  
14歳  
15歳  
16歳  
17歳  
18歳  
19歳  
20歳  
21歳  
22歳  
23歳  
24歳  
25歳  
26歳  
27歳  
28歳  
29歳  
30歳  
31歳  
32歳  
33歳  
34歳  
35歳  
36歳  
37歳  
38歳  
39歳  
40歳  
41歳  
42歳  
43歳  
44歳  
45歳  
46歳  
47歳  
48歳  
49歳  
50歳  
51歳  
52歳  
53歳  
54歳  
55歳  
56歳  
57歳  
58歳  
59歳  
60歳  
61歳  
62歳  
63歳  
64歳  
65歳  
66歳  
67歳  
68歳  
69歳  
70歳  
71歳  
72歳  
73歳  
74歳  
75歳  
76歳  
77歳  
78歳  
79歳  
80歳  
81歳  
82歳  
83歳  
84歳  
85歳

バリューコース

0歳	1,210
1歳	1,250
2歳	1,269
3歳	1,299
4歳	1,328
5歳	1,348
6歳	1,383
7歳	1,407
8歳	1,432
9歳	1,481
10歳	1,501
11歳	1,540
12歳	1,595
13歳	1,630
14歳	1,660
15歳	1,709
16歳	1,748
17歳	1,803
18歳	1,842
19歳	1,891
20歳	1,936
21歳	1,995
22歳	2,064
23歳	2,103
24歳	2,187
25歳	2,242
26歳	2,316
27歳	2,395
28歳	2,459
29歳	2,538
30歳	2,633
31歳	2,712
32歳	2,796
33歳	2,871
34歳	2,960
35歳	3,050
36歳	3,134
37歳	3,229
38歳	3,333
39歳	3,428
40歳	3,527
41歳	3,598
42歳	3,707
43歳	3,781
44歳	3,877
45歳	3,951
46歳	4,050
47歳	4,125
48歳	4,200
49歳	4,269
50歳	4,344
51歳	4,439
52歳	4,518
53歳	4,613
54歳	4,698
55歳	4,812
56歳	4,907
57歳	5,027
58歳	5,136
59歳	5,256
60歳	5,370
61歳	5,505
62歳	5,635
63歳	5,779
64歳	5,919
65歳	6,043
66歳	6,142
67歳	6,206
68歳	6,300
69歳	6,384
70歳	6,463
71歳	6,547
72歳	6,622
73歳	6,701
74歳	6,779
75歳	6,872
76歳	6,946
77歳	7,035
78歳	7,123
79歳	7,212
80歳	7,315
81歳	7,419
82歳	7,567
83歳	7,726
84歳	7,888
85歳	8,061

基本コース

0歳	1,510
1歳	1,560
2歳	1,585
3歳	1,625
4歳	1,670
5歳	1,690
6歳	1,735
7歳	1,765
8歳	1,800
9歳	1,865
10歳	1,885
11歳	1,940
12歳	2,005
13歳	2,050
14歳	2,090
15歳	2,145
16歳	2,200
17歳	2,265
18歳	2,320
19歳	2,385
20歳	2,440
21歳	2,525
22歳	2,610
23歳	2,665
24歳	2,775
25歳	2,840
26歳	2,940
27歳	3,045
28歳	3,125
29歳	3,230
30歳	3,351
31歳	3,456
32歳	3,566
33歳	3,667
34歳	3,782
35歳	3,888
36歳	3,998
37歳	4,119
38歳	4,259
39歳	4,380
40歳	4,505
41歳	4,596
42歳	4,741
43歳	4,841
44歳	4,957
45歳	5,057
46歳	5,192
47歳	5,287
48歳	5,382
49歳	5,477
50歳	5,582
51歳	5,697
52歳	5,812
53歳	5,927
54歳	6,032
55歳	6,182
56歳	6,307
57歳	6,457
58歳	6,602
59歳	6,762
60歳	6,912
61歳	7,077
62歳	7,237
63歳	7,417
64歳	7,587
65歳	7,747
66歳	7,882
67歳	7,972
68歳	8,108
69歳	8,228
70歳	8,343
71歳	8,463
72歳	8,568
73歳	8,683
74歳	8,797
75歳	8,942
76歳	9,052
77歳	9,187
78歳	9,327
79歳	9,462
80歳	9,617
81歳	9,767
82歳	9,977
83歳	10,208
84歳	10,438
85歳	10,683

充実コース

0歳	1,815
1歳	1,875
2歳	1,905
3歳	1,945
4歳	1,995
5歳	2,025
6歳	2,075
7歳	2,105
8歳	2,145
9歳	2,225
10歳	2,245
11歳	2,305
12歳	2,385
13歳	2,435
14歳	2,475
15歳	2,545
16歳	2,605
17歳	2,685
18歳	2,745
19歳	2,815
20歳	2,875
21歳	2,965
22歳	3,065
23歳	3,125
24歳	3,255
25歳	3,335
26歳	3,445
27歳	3,565
28歳	3,655
29歳	3,775
30歳	3,916
31歳	4,036
32歳	4,156
33歳	4,277
34歳	4,407
35歳	4,538
36歳	4,658
37歳	4,799
38歳	4,959
39歳	5,100
40歳	5,250
41歳	5,351
42歳	5,521
43歳	5,631
44歳	5,772
45歳	5,882
46歳	6,042
47歳	6,152
48歳	6,272
49歳	6,372
50歳	6,492
51歳	6,632
52歳	6,762
53歳	6,902
54歳	7,022
55歳	7,202
56歳	7,342
57歳	7,522
58歳	7,682
59歳	7,872
60歳	8,042
61歳	8,232
62歳	8,412
63歳	8,622
64歳	8,822
65歳	9,002
66歳	9,172
67歳	9,282
68歳	9,453
69歳	9,603
70歳	9,743
71歳	9,893
72歳	10,023
73歳	10,173
74歳	10,322
75歳	10,502
76歳	10,642
77歳	10,812
78歳	10,992
79歳	11,162
80歳	11,362
81歳	11,552
82歳	11,812
83歳	12,093
84歳	12,383
85歳	12,693

がん先進医療・患者申出療養特約  
左記バリューコース「基本コース」「充実コース」の保険料には、この「がん先進医療・患者申出療養特約」の保険料が含まれています。

がん要精検後精密検査保障特約

0歳	—
1歳	—
2歳	—
3歳	—
4歳	—
5歳	—
6歳	—
7歳	—
8歳	—
9歳	—
10歳	—
11歳	—
12歳	—
13歳	—
14歳	—
15歳	—
16歳	—
17歳	—
18歳	—
19歳	—
20歳	347
21歳	356
22歳	365
23歳	375
24歳	384
25歳	393
26歳	404
27歳	416
28歳	427
29歳	442
30歳	460
31歳	480
32歳	503
33歳	529
34歳	554
35歳	580
36歳	603
37歳	627
38歳	648
39歳	666
40歳	679
41歳	688
42歳	692
43歳	692
44歳	692
45歳	690
46歳	687
47歳	683
48歳	678
49歳	673
50歳	669
51歳	664
52歳	659
53歳	653
54歳	650
55歳	648
56歳	649
57歳	651
58歳	654
59歳	659
60歳	664
61歳	670
62歳	675
63歳	683
64歳	690
65歳	699
66歳	708
67歳	717
68歳	728
69歳	740
70歳	752
71歳	766
72歳	781
73歳	797
74歳	813
75歳	828
76歳	842
77歳	856
78歳	870
79歳	880
80歳	891
81歳	900
82歳	907
83歳	913
84歳	918
85歳	924

がん特定治療保障特約

0歳	28
1歳	28
2歳	28
3歳	28
4歳	28
5歳	28
6歳	28
7歳	28
8歳	28
9歳	28
10歳	28
11歳	28
12歳	28
13歳	29
14歳	29
15歳	29
16歳	29
17歳	29
18歳	29
19歳	30
20歳	31
21歳	32
22歳	34
23歳	36
24歳	39
25歳	42
26歳	46
27歳	50
28歳	55
29歳	61
30歳	67
31歳	74
32歳	83
33歳	93
34歳	102
35歳	114
36歳	127
37歳	141
38歳	155
39歳	169
40歳	183
41歳	196
42歳	209
43歳	221
44歳	231
45歳	240
46歳	248
47歳	253
48歳	257
49歳	261
50歳	264
51歳	267
52歳	271
53歳	275
54歳	280
55歳	287
56歳	296
57歳	305
58歳	316
59歳	326
60歳	336
61歳	344
62歳	351
63歳	357
64歳	363
65歳	368
66歳	371
67歳	374
68歳	375
69歳	376
70歳	376
71歳	375
72歳	373
73歳	371
74歳	368
75歳	366
76歳	364
77歳	362
78歳	360
79歳	359
80歳	358
81歳	359
82歳	360
83歳	362
84歳	365
85歳	367

外見ケア特約

0歳	18
1歳	18
2歳	18
3歳	18
4歳	18
5歳	18
6歳	18
7歳	18
8歳	18
9歳	18
10歳	18
11歳	18
12歳	18
13歳	18
14歳	18
15歳	18
16歳	18
17歳	18
18歳	19
19歳	19
20歳	20
21歳	20
22歳	20
23歳	21
24歳	22
25歳	23
26歳	25
27歳	26
28歳	28
29歳	30
30歳	32
31歳	35
32歳	39
33歳	42
34歳	46
35歳	50
36歳	54
37歳	59
38歳	62
39歳	67
40歳	71
41歳	75
42歳	79
43歳	83
44歳	86
45歳	89
46歳	91
47歳	93
48歳	94
49歳	95
50歳	97
51歳	98
52歳	100
53歳	102
54歳	103
55歳	106
56歳	109
57歳	112
58歳	116
59歳	119
60歳	123
61歳	126
62歳	129
63歳	132
64歳	135
65歳	138
66歳	141
67歳	142
68歳	144
69歳	147
70歳	149
71歳	152
72歳	155
73歳	158
74歳	160
75歳	163
76歳	166
77歳	169
78歳	172
79歳	175
80歳	178
81歳	181
82歳	183
83歳	186
84歳	189
85歳	191

重大疾病一時金特約  
特約給付金額  
50万円

0歳	365
1歳	370
2歳	375
3歳	380
4歳	385


## 給付金のお支払いなど

(「経験者保険料率に関する特則」が付加されていない場合)

▶▶参照 **しおり** 「生きるためのがん保険Days1」について

支払事由などについて、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」などの給付金額が記載されているページをご確認ください。

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
がん要精検後精密検査保障特約	要精検後精密検査給付金	つぎのいずれにも該当したとき ①つぎの(ア)から(オ)のいずれかの「がん」について、 <b>所定のがんの検診</b> (※1)を受診し、医師により <b>要精密検査</b> (※2)の判定を受けたこと (ア) 胃がん (イ) 子宮頸がん(女性のみ) (ウ) 肺がん (エ) 乳がん(女性のみ) (オ) 大腸がん ②所定のがんの検診を受けた翌日から180日以内に、 ①の判定に基づき、治療を目的として、入院または通院により公的医療保険制度において保険給付の対象となる精密検査を受けたこと ※入院または通院において、精密検査以外の診療行為を受けなかった場合でも、治療を目的とした精密検査を受けたものとします。	1回につき2万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(ア)から(オ)の検診ごとに<b>1保険年度</b>  に1回</li> <li>・更新後の保険期間を含め、通算20回</li> </ul>

(※1) **所定のがんの検診**とは、つぎのいずれかの検診項目を実施する、公的医療保険制度において保険給付の対象とならない検診をいいます。

- (1) 受診日において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で指定されている検診項目
- (2) (1)に定める検診項目よりも詳細な検査が可能であり、(1)に定める検診項目に準じると当社が認めた項目

▶▶(1)(2)の項目について、詳しくは **給付金のお支払いなど** P.09~10 をご確認ください。

(注1) 対象となるがんの検診については、その受診方法(市区町村が健康増進事業として実施する検診、職場で実施する検診・健康診断、人間ドックなど)や自己負担の有無は問いません(市区町村が発行するクーポンの利用や、健康保険組合が支給する補助金によって自己負担なく受診した検診も対象です)。

(注2) 身体の異常の自覚などにより医療機関を受診し、医師が診療上必要な検査を実施する場合は、公的医療保険制度において保険給付が行われるため、対象となるがんの検診に含まれません。この場合、法令等に基づき医療費の全額が公費負担となることにより、公的医療保険制度における保険給付の対象とならないときも同様です。

(※2) **要精密検査**とは、がんの検診の結果により異常が認められ、詳細な検査が必要である状態をいいます。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で指定されている検診項目(2022年10月現在)

種類	検診項目
胃がん	つぎの①および②の両方 ①問診 ②胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれか
子宮頸がん	つぎの①から④までのすべて ①問診 ②視診 ③子宮頸部の細胞診 ④内診
肺がん	つぎの①から③までのすべて ①質問または問診 ②胸部エックス線検査 ③喀痰細胞診 ただし、喀痰細胞診の対象者は、①の結果、原則として50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上であることが判明した者(過去における喫煙者を含む)とします
乳がん	つぎの①および②の両方 ①質問または問診 ②乳房エックス線検査(マンモグラフィ)
大腸がん	つぎの①および②の両方 ①問診 ②便潜血検査

### 用語

- 「**保険年度**」とは  
契約日から1年ごとの期間のこと

左記検診項目よりも詳細な検査が可能であり、左記検診項目に準じると当社が認めた項目(2022年10月現在)※

種類	検診項目
胃がん	—
子宮頸がん	子宮・卵巣(骨盤)MRI検査
肺がん	胸部CT検査
乳がん	乳房超音波検査 乳房MRI検査
大腸がん	大腸内視鏡検査 注腸エックス線検査 大腸CT検査

※最新の情報は下記ホームページをご確認ください。

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyuu/>



PET (PET-CT) 検査、全身MRI検査など、上記のがんに特定せず全身を検査対象とする検査は含みません。

主契約・特約名称	給付金名称	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内新生物		
がん保険 〔低・無解約払戻金 2018〕	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がんの場合：診断給付金額</li> <li>・上皮内新生物の場合：診断給付金額の<b>10%</b></li> </ul>	がん・上皮内新生物それぞれ保険期間を通じて1回
	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	○	○	1日につき入院給付金日額	支払日数は無制限
	通院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの通院をしたとき(往診を含む) ① <b>所定の治療</b> (※3)のための通院 ② <b>通院期間</b> (※4)中の通院	○	○	1日につき通院給付金日額	①支払日数は無制限 ②通院期間中(365日以内)は日数無制限 ※通算支払日数に制限はありません。

(※3) **所定の治療**とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。

(※4) **通院期間**とは、つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間をいいます。

「がん」の場合	①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
「上皮内新生物」の場合	①初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 ②「上皮内新生物」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「上皮内新生物」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

特約名称	給付金名称	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内 新生物		
診断給付金 複数回支払特約 〔2018〕	複数回診断 給付金	<p>「がん」の場合 (初回)初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき ①「がん」と診断確定されていること ②「がん」の治療を目的とする入院または<b>所定の通院</b>(※1)をしていること (2回目以降)前回の「がん」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき</p> <p>「上皮内新生物」の場合 (初回)初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき ①「上皮内新生物」と診断確定されていること ②「上皮内新生物」の治療を目的とする入院または<b>所定の通院</b>(※1)をしていること (2回目以降)前回の「上皮内新生物」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき</p>	○	○	<p>1回につき ・がんの場合： 特約給付金額 ・上皮内新生物の場合：特約給付金額の<b>10%</b></p> <p>・がん、上皮内新生物それぞれ2年に1回 ・通算支払回数は無制限</p>	
がん治療保障特約 〔2022〕	治療 給付金	<p>「がん」「上皮内新生物」の治療を目的としてつぎの①から④のいずれかを受けたとき ①所定の手術 ②所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④所定の緩和療養</p>	○	○	<p>支払事由に該当する月につき1回</p> <p>&lt;通算支払回数&gt; ①②の場合:無制限 ③④のみ該当する場合: すべての保険期間を通じて60回(※2)</p>	支払事由に該当する月につき1回
がん特定治療 保障特約	特定保険外 診療給付金	<p>「がん」の治療を目的として、<b>がん診療連携拠点病院等</b>で、<b>特定保険外診療</b>(※3)によって、つぎの①から③のいずれかを受けたとき ①手術 ②放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療</p>	○	—	<p>支払事由に該当する月ごとに特定保険外診療給付金額</p> <p>・支払事由に該当する月につき1回 ・更新後の保険期間を含め、通算12回</p>	
	がんゲノム プロファイ リング 検査給付金	<p>「がん」の治療を目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に検体検査実施料の算定対象として列挙されている<b>がんゲノムプロファイリング検査</b>(※4)を受けたとき</p>	○	—	<p>支払事由に該当する月ごとに10万円</p> <p>支払事由に該当する月につき1回</p>	

(※1) **所定の通院**とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます(**ホルモン剤治療のための通院は含みません**)。

(※2) 抗がん剤治療、ホルモン剤治療または緩和療養を受けた月に、手術または放射線治療を受けた場合は、支払限度の通算回数には含めません。また、ホルモン剤治療のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。

**がん診療連携拠点病院等**とは

厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」および「小児がん拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、つぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。

- ①がん診療連携拠点病院
- ②特定領域がん診療連携拠点病院
- ③地域がん診療病院
- ④小児がん中央機関
- ⑤小児がん拠点病院

**がんゲノムプロファイリング検査(がん遺伝子パネル検査)**とは

主にがんの組織を用いて、1回の検査でがんに関連する多数の遺伝子を同時に調べる検査で、遺伝子変異を明らかにすることにより、一人ひとりの体質や病状に合わせて治療などを行うことを目的とするものです。

(※3) **特定保険外診療**とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されていない診療行為をいいます。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。

- ①先進医療
- ②患者申出療養
- ③厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン剤治療

(※4) 公的医療保険制度の対象となる**がんゲノムプロファイリング検査**を受けるには所定の要件を満たす必要があります。公的医療保険制度の対象になるか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

公的医療保険制度等の変更が行われた場合で、**がんゲノムプロファイリング検査**と同種の検査であると当社が認めた検査について、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その検査を対象に含めることがあります。

※がんゲノムプロファイリング検査給付金の請求にあたって入手する検査に関する情報は「検査有無および検査実施日」のみです。具体的な遺伝情報は入手しません。

特約名称	給付金名称	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内 新生物		
がん先進医療・ 患者申出療養 特約	がん 先進医療・ 患者申出 療養給付金	「がん」の診断や治療の際に <b>所定の先進医療</b> または <b>患者申出療養</b> を受けたとき	○	—	1回につき先進医療または患者申出療養にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで
	がん 先進医療・ 患者申出 療養一時金	がん先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を受けたとき	○	—	1回につき15万円	1保険年度に1回

**先進医療**とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

**患者申出療養**とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術を用いた療養のうち、患者の申出に基づき、厚生労働大臣が認める医療技術をいいます。患者申出療養は、実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

※公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、または「患者申出療養」を利用した場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」「患者申出療養」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

※先進医療または患者申出療養の対象となる医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

特約名称	給付金名称	支払事由	支払対象		支払額	支払限度
			がん	上皮内新生物		
外見ケア特約	外見ケア給付金	「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)	○	—	20万円	更新後の保険期間を含め、①②それぞれ1回ずつ
		「がん」の治療を原因として、頭髪に脱毛の症状が生じたと医師に診断されたとき	○	—	10万円	更新後の保険期間を含め、1回
重大疾病一時金特約(*1)	重大疾病一時金	(初回)つぎの①②いずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院(*2)をしたとき ②心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院(*2)をしたとき (2回目以降)前回の重大疾病一時金のお支払いから1年以上経過後に、上記①または②のいずれかに該当したとき	—	—	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年に1回</li> <li>通算支払回数は無制限</li> </ul>

(\*1) 「重大疾病一時金特約」の対象となる「重大疾病」は以下のとおりです。

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①心疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>約款に定める心疾患</li> </ul>
急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。</li> </ul>
②脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>約款に定める脳血管疾患</li> </ul>
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> <li>くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。</li> </ul>

(\*2) 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

特約名称	保障内容	免除事由	免除対象	
			がん	上皮内新生物
特定保険料払込免除特約	保険料払込免除(*3)	つぎの①②いずれかに該当したとき ①初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内につぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b)「がん」の治療を目的とする所定の通院(*4)の通院日数 ②初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)「がん」と診断確定されていること (b)「がん」の治療を目的とする入院または所定の通院(*4)をしていること	○	—

(\*3) 保険料払込免除事由が発生した後に到来する最初の月単位の契約応当日(用語)以後の主契約および特約の保険料(更新後の特約の保険料を含む)の払込みを免除します。

(\*4) 所定の通院とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含みません)。

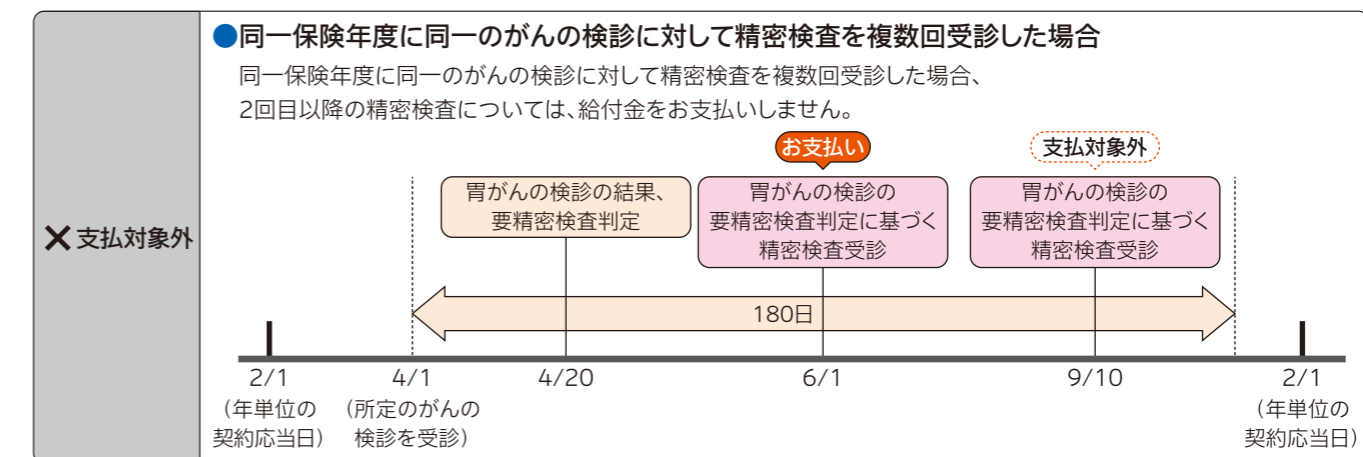
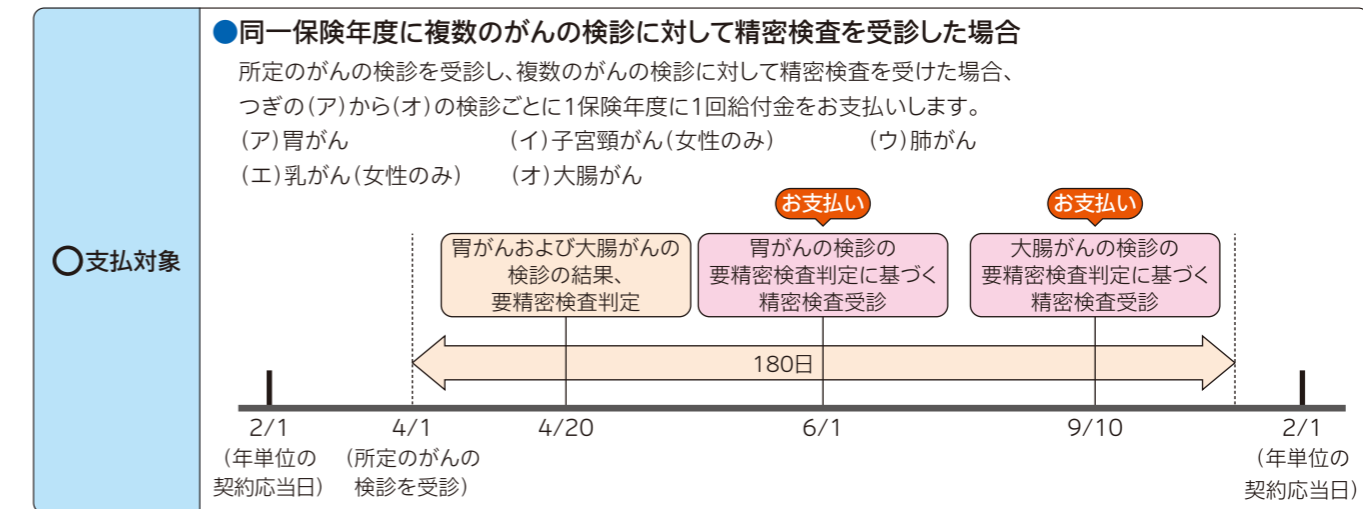
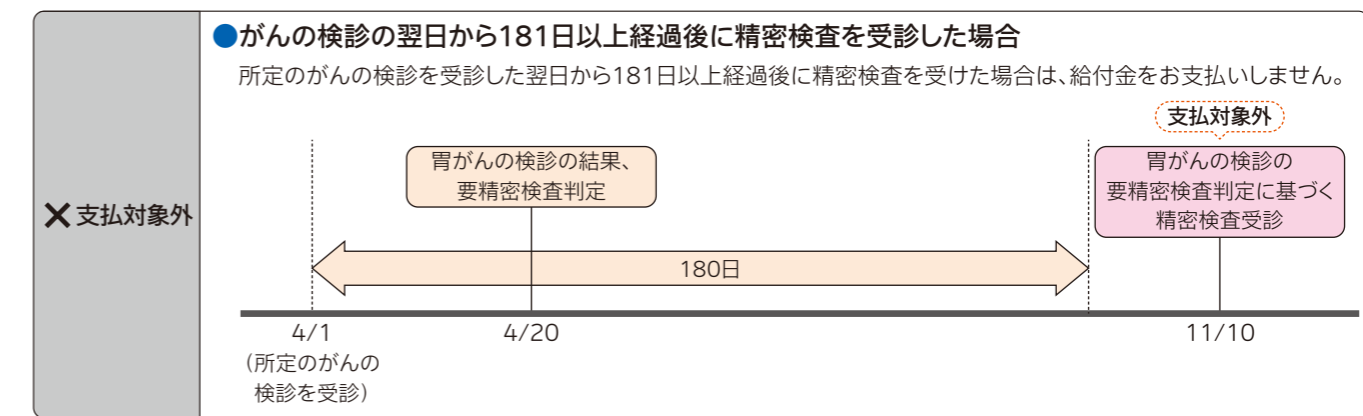
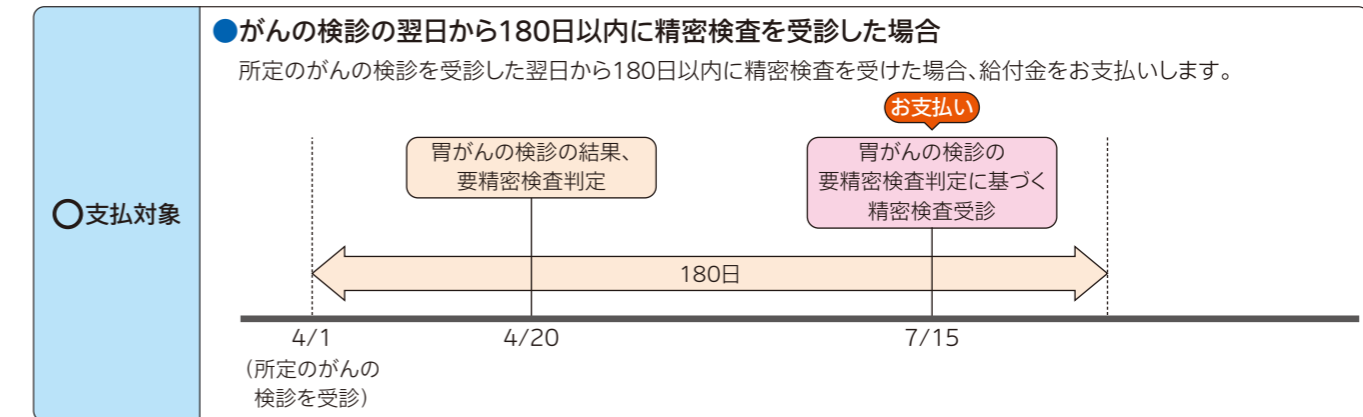
用語

- 「契約応当日」とは  
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

保障内容に関する注意事項

詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

がん要精検後精密検査保障特約



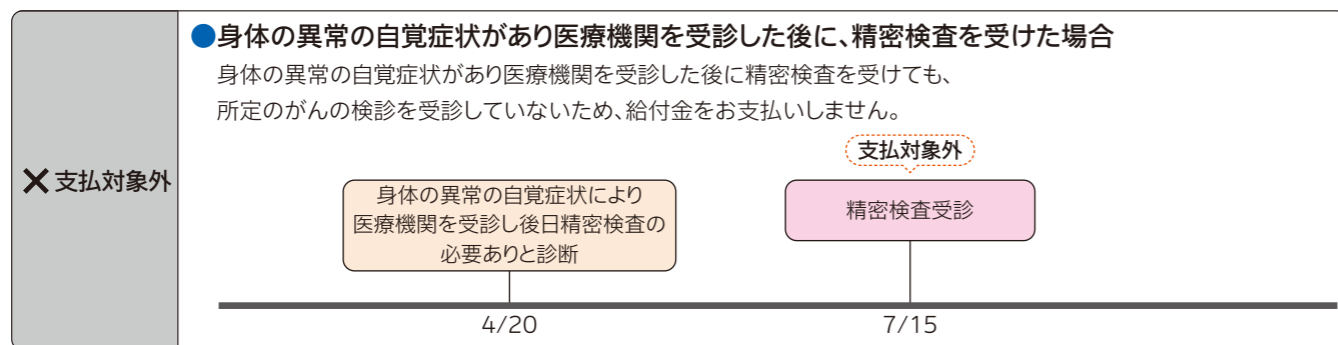
特長  
保障内容  
保険料  
支払事由/免除事由  
契約概要  
注意喚起情報・その他重要事項



○支払対象	● <b>所定のがんの検診によって、がんと診断確定された場合</b> 所定のがんの検診を受診した結果、要精密検査の判定を受けることなく、がん(※)のがんに限りません)と診断確定された場合には、給付金をお支払いします。
-------	---

✕支払対象外	● <b>がんと診断確定された後に、がんの検診を受診した場合</b> がん(※)と診断確定された後(がんの検診を受診していない場合も含む)は、その診断確定されたがんに対応する部位についてがんの検診を受診した場合であっても給付金をお支払いしません。
--------	--

(※)(ア) 胃がん (イ) 子宮頸がん(女性のみ) (ウ) 肺がん  
(エ) 乳がん(女性のみ) (オ) 大腸がん



つぎのいずれかに該当する場合は、検診の判定区分の名称を問わず、要精密検査の判定を受けたものとして、  
①受診したがんの検診が医師の指示による精密検査と同等の検査であると当社が認めた場合で、同一の検査が必要であると医師によって判定されたとき  
②がんの検診の結果により異常が認められ、新たに治療が必要であると医師によって判定されたとき

## がん保険〔低・無解約払戻金2018〕

### 入院給付金

○支払対象	厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院
✕支払対象外	治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院

●同一の日に入院を2回以上した場合は、**1回分のみ支払います。**

### 通院給付金

① 所定の治療のための通院	○支払対象		治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、「①所定の治療のための通院」に該当したとき
	手術	○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)のための通院
	放射線治療	○支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療のための通院(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院
		✕支払対象外	血液照射のための通院
	抗がん剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院
		✕支払対象外	経口投与による抗がん剤治療のための通院
	ホルモン剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けたホルモン剤による治療および治験薬剤によるホルモン剤治療のための通院
		✕支払対象外	経口投与によるホルモン剤治療のための通院
②通院期間中の通院		○支払対象	抗がん剤やホルモン剤の経口投与のための通院

①②両方の支払事由に該当した場合、重複支払いはありません。  
●同一の日に通院を2回以上した場合は、**1回分のみ支払います。**  
●入院給付金が支払われる日については**通院給付金は支払われません。**  
●薬の受取りのみの場合などについては**通院給付金は支払われません。**

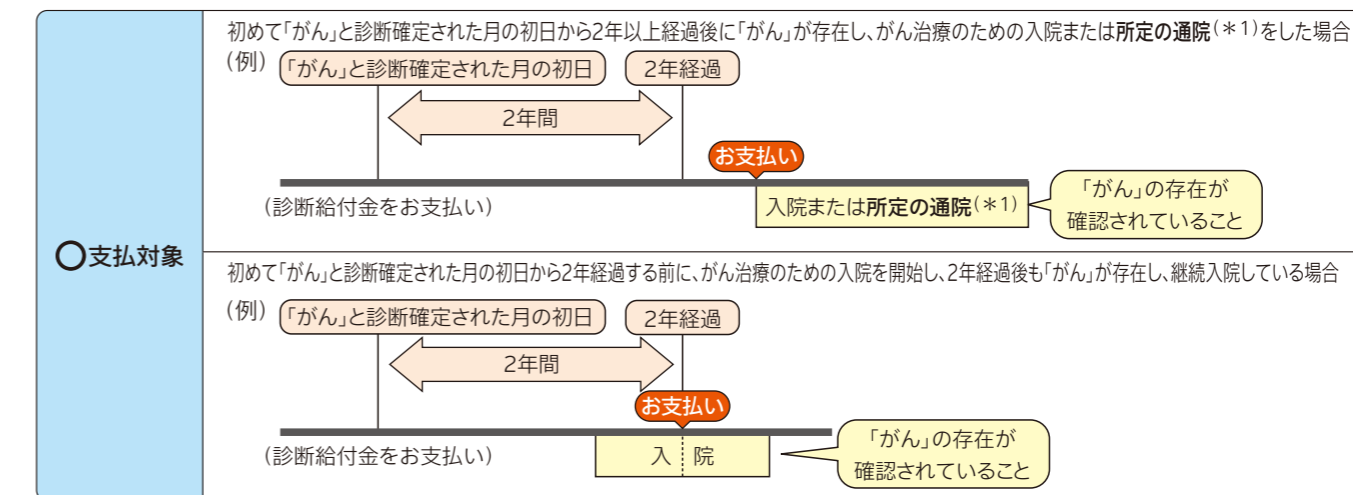
## 特定保険料払込免除特約

○免除対象	初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のための入院または <b>所定の通院(※1)</b> をした場合
-------	--

### ●同一の日に複数回入院または通院をした場合の取扱いについて

- 同一の日に入院を2回以上した場合は、入院日数は**重複して算定しません。**
- 同一の日に通院を2回以上した場合は、通院日数は**重複して算定しません。**
- 入院をした日に通院をした場合には、通院日数は**算定しません。**

## 診断給付金複数回支払特約



(※1) **所定の通院**とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます(**ホルモン剤治療のための通院は含まれません**)。

## がん治療保障特約〔2022〕

手術	○支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)
	✕支払対象外	・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など ・先進医療・患者申出療養に該当する場合
放射線治療	○支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
	✕支払対象外	・血液照射 ・内服、坐薬、点滴注射などによる投与の場合 ・先進医療・患者申出療養に該当する場合
抗がん剤治療・ホルモン剤治療	○支払対象	厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤・ホルモン剤による治療(経口投与を含む) ※支払事由の所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
	✕支払対象外	・治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ・先進医療・患者申出療養に該当する場合
緩和療養	○支払対象	・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める薬剤料または処方せん料が算定される疼痛緩和薬および神経ブロック料が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される施設への入院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により在宅患者診療・指導料(往診料は除く)が算定される在宅医療
	✕支払対象外	疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合

# 契約概要 ~ご契約に関する重要事項~

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

「生きる」を創るがん保険WINGSとは、「生きるためのがん保険Days1 WINGS」の通称名です。

ご契約に際しては、保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。ご契約後も本冊子を大切に保管してください。

## がん特定治療保障特約

○支払対象	がん診療連携拠点病院等(*1)での国内未承認薬や適応外薬の使用
✕支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療以外の治療を受けた場合</li> <li>手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた病院が、がん診療連携拠点病院等に該当しない場合</li> </ul>

(\*1) 特定保険外診療を受けた時点において、がん診療連携拠点病院等に指定されている必要があります。

## 外見ケア特約

- 「顔または頭部」には「頸部」は含みません。
- 「顔または頭部」と「頸部」の境界は、前面と側面は下顎底、下顎角より後方は左右の下顎角を頸部後方で結んだ線とし、耳下腺、舌下腺、顎下腺、口腔、舌、上咽頭、中咽頭、鼻腔、副鼻腔などは「顔または頭部」に含みます。
- 下咽頭、喉頭、甲状腺、気管、食道などは「頸部」にあたるため、「顔または頭部」には含みません。

## お支払いの対象となる「「がん」の治療」の範囲について

お支払いの対象となる「「がん」の治療」には、手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療など、「がん」そのものへの直接的な治療だけでなく、「がん」が存在することによって生じた直接の合併症に対する治療や、「がん」の治療によって生じた直接の合併症に対する治療も含みます。

「がん」が存在することによって生じた直接の合併症の治療の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>胆管がんにより胆汁の流れが阻害されたために生じた黄疸の治療</li> <li>悪性脳腫瘍により生じた意識障害や呼吸障害の治療 など</li> </ul>
「がん」の治療によって生じた直接の合併症の治療の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>「がん」の開腹手術後に生じた手術跡のふくらみ(腹壁癒痕ヘルニア)の治療</li> <li>食道がんの抗がん剤治療直後の白血球減少により生じた日和見感染症(肺炎)の治療</li> <li>すい臓全摘手術後にインスリンの分泌がなくなることにより生じた糖尿病の治療 など</li> </ul>

ただし、「がん」そのものや「がん」の治療が直接の原因とはいえない症状や障害に対する治療については「がん」の治療には含みません。

「がん」そのものや「がん」の治療が直接の原因とはいえない治療の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>加齢により筋力が弱まっている方が、「がん」に対する開腹手術後に、腹圧が上昇したことにより生じた脱腸(鼠径ヘルニア)の治療</li> <li>高齢により嚥下(えんげ)能力が低下している方が、食道がんの手術後に誤嚥(ごえん)性肺炎を発症した場合の肺炎の治療</li> <li>血圧が高めであった方が、胃がんの手術後に発症した脳梗塞の治療 など</li> </ul>
----------------------------------	---

## 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を超えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。

一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 1. <「生きる」を創るがん保険 WINGS(以下、<WINGS>といいます。)>の保障内容について

- **パンフレット P.3~4、9~17** の保障内容をご確認ください。

## 2. 商品名称・しくみ・保険期間・契約年齢などについて

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	保険料払方タイプ	契約年齢 解約払戻金なし タイプ(2型)
生きるためのがん保険Days1 WINGS	がん保険[低・無解約払戻金2018] 診断給付金複数回支払特約[2018]	終身	終身	定額タイプ	0歳~満85歳
	がん治療保障特約[2022]	終身	終身		
	がん先進医療・患者申出療養特約	10年*1	10年		
がん要精検後精密検査保障特約	がん要精検後精密検査保障特約*3	10年*1	10年		満20歳~満85歳
がん特定治療保障特約	がん特定治療保障特約	10年*1	10年		0歳~満85歳
外見ケア特約	外見ケア特約	10年*1	10年		
特定保険料払込免除特約	特定保険料払込免除特約	— *2	—		
重大疾病一時金特約	重大疾病一時金特約	終身	終身		

\*1 自動更新により、所定の年齢まで保障を延長することができます。詳細は下記【自動更新について】をご確認ください。

\*2 特定保険料払込免除特約の保険期間(保険料払込免除となる期間)は、主契約および保険料払込免除対象となる特約の保険料払込期間となります。

\*3 「特別保険料率に関する特約」や「経験者保険料率に関する特約」が付加された場合は、付加できません。

### ■<WINGS>

●<WINGS>および特約には契約者に対する貸付制度はありません。

●<WINGS>には、<指定代理請求特約>が付加されています。詳細は下記【指定代理請求特約(代理人による請求)について】をご確認ください。

●特約のみをお申込みいただくことはできません。

●「診断給付金複数回支払特約」「特定保険料払込免除特約」の中途付加はできません。主契約と同時に申し込んでください。

### 【指定代理請求特約(代理人による請求)について】

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。詳しくは「ご契約のしおり・約款」の「指定代理請求特約」についてご確認ください。

### 【特別保険料率に関する特約】について】

被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特約」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。ただし、「重大疾病一時金特約」には本特約は付加されず、保険料は割増されません。本特約を付加したご契約には、「がん要精検後精密検査保障特約」を付加できません。なお、この特別のみを解約することはできません。

### 【特別条件特約(特定疾病不担保法)】について】

被保険者の健康状態によっては、当社が指定する特定の疾病を保障しない条件でご契約をお引受けできる場合があります。ただし、「重大疾病一時金特約」には本特約は付加されません。

### 【経験者保険料率に関する特約】について】

本特約は、今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方が付加することができます。「がん(悪性新生物)」を経験されていない方は、本特約を付加せずにお申込みいただくことができます。被保険者の健康状態によっては、本特約を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。ただし、「重大疾病一時金特約」には本特約は付加されず、保険料は割増されません。本特約を付加したご契約には、「がん要精検後精密検査保障特約」を付加できません。本特約を付加しない場合と比較して一部の給付金の支払事由が異なります。なお、本特約のみを解約することはできません。

### 【責任開始期に関する特約】について】

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせず、当社が定める日から保障を開始します。ただし、保障の開始までには3か月の待ち期間があります。※保障の開始について、詳しくは【注意喚起情報 P.21】をご確認ください。

### 【電子証券に関する特約】について】

「電子証券に関する特約」を付加した場合、ご契約をお引受けしても紙の「保険証券」は発行せず、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそネット」にて、電子証券を発行し、ご契約の内容を表示します。詳しくは「ご契約のしおり・約款」保険証券などについて、または「電子証券に関する特約」についてをご確認ください。

### 【自動更新について】

特約保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨をご連絡いただかない限り、健康状態にかかわらず下表の条件で自動的に更新されます。更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。また、更新後のご契約には、更新日現在の特約条項が適用されます。<がん特定治療保障特約><がん先進医療・患者申出療養特約><がん要精検後精密検査保障特約>を更新した場合、給付金のお支払い限度については、更新前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間
がん先進医療・患者申出療養特約	満85歳以下	10年満期*1
がん要精検後精密検査保障特約		
がん特定治療保障特約		
外見ケア特約		

※保険料の払込みが免除されている場合でも、更新できます。 \*1 満86歳~満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に變更して更新できます。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 3. 保障の開始について

- 保障の開始については、20ページ「保障開始までのスケジュール」をご確認ください。

※<WINGS>および特約には、保障が始まるまでに待ち期間(保障されない期間)があります。ただし、「重大疾病一時金特約」には「待ち期間」はありません。

- 給付金などの支払事由については、パンフレット P.9~17をご確認ください。また、さらに詳細な内容については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 4. ご契約のお引受けについて

●契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります。

●お申込みにあたっては、医師による診査は必要ありません。申込書(告知書)に健康状態をご記入いただくだけです。ただし、健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。

●現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。

●被保険者の健康状態によっては、「特別条件特約」や「特別保険料率に関する特約」の条件を付けてお引受けできる場合があります。

●「がん(悪性新生物)」を経験したことがあり、「がん(悪性新生物)」の治療を受けた最後の日から5年以上経過(所定の条件を満たす場合は3年以上経過)している方については、主契約および特約に「経験者保険料率に関する特約」を付加することで、保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。

- ご契約の限度については、20ページ「お引受けの条件」をご確認ください。

# 契約概要 ~ご契約に関する重要事項~

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

「生きる」を創るがん保険WINGSとは、「生きるためのがん保険Days1 WINGS」の通称名です。

## 5. 特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

がん要精検後精密検査保障特約	つぎの①②いずれかに該当したとき ①支払限度に達したとき ②被保険者が女性の場合は胃、子宮頸部、肺、乳房および大腸のすべての部位について、被保険者が男性の場合は胃、肺および大腸のすべての部位について、がんと診断確定されたとき ※②に該当した場合は、アフラック保険金コンタクトセンターにご連絡ください。	がん特定治療保障特約	特定保険外診療給付金が支払限度に達したとき ※がんゲノムプロファイリング検査給付金をお支払いしていない場合であっても消滅します。
		がん先進医療・患者申出療養特約	支払限度に達したとき
		外見ケア特約	支払限度に達したとき

- 「重大疾病一時金特約」の取扱について（「経験者保険料率に関する特則」が付加されていない場合。付加された場合については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）
- 主契約が無効とされた場合
  - ・主契約の責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合は、「重大疾病一時金特約」は無効となります。また、主契約の復活の取扱が無効とされた場合には、「重大疾病一時金特約」の復活の取扱も無効となります。
  - ・主契約が無効(復活の際は復活の取扱が無効)とされる前に、「重大疾病一時金」の支払事由に該当し、「重大疾病一時金」を支払う場合には、「重大疾病一時金」の支払事由に該当したときに遡って、「重大疾病一時金特約」は消滅し、消滅時までは効力があったものとします。

## 6. 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金

契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金はありません。また、特約にも契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金はありません。

※本冊子に記載の内容は解約払戻金なしタイプ(2型)です。

詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 7. 給付金などをお支払いできない場合について

- 告知していただいた健康状態などが事実と違っていた場合は、給付金などをお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
- 「経験者保険料率に関する特則」が付加されていない場合で、責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたとき
  - ※「がん(悪性新生物)」と診断確定された場合には、ご契約は無効(復活の場合は、復活の取扱いの無効)となります。ただし、被保険者が、告知前または告知の時から責任開始日の前日以前に当社が指定した特定疾病の診断確定を受けていた場合、当社が指定した特定疾病の診断確定に限っては、無効とならない場合があります。
- 「経験者保険料率に関する特則」が付加された場合で、責任開始日の前日以前の所定の期間内に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたとき、または「がん(悪性新生物)」の治療が行われていたとき
  - 被保険者が、告知の時から遡って5年以内(当社の定める条件を満たした場合は3年以内)または告知の時から責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたとき、または「がん(悪性新生物)」の治療が行われていたときは、契約者および被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効となり、給付金などをお支払いしません。
- 責任開始日より前に「上皮内新生物」と診断確定された場合
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取る目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- その他、給付金などをお支払いできない場合については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 8. 保険料について

- 保険料については、**保険料 P.5~8** をご確認ください。

- 保険料の払込方法は「月払」となります。

### ■<WINGS>の保険料について

<WINGS> (がん先進医療・患者申出療養特約を除く)	保険料定額タイプ	保険料を終身お払込みいただけます。
------------------------------	----------	-------------------

<がん先進医療・患者申出療養特約>の保険料について保険料払込期間は、特約保険期間満了日までとなります。特約を更新する場合は、更新時の満年齢、保険料率により計算された保険料を、更新日から更新後の特約保険期間満了日までお払込みいただけます。

外見ケア特約 がん要精検後精密検査保障特約 がん特定治療保障特約	保険料払込期間は、特約保険期間満了日までとなります。特約を更新する場合は、更新時の満年齢、保険料率により計算された保険料を、更新日から更新後の特約保険期間満了日までお払込みいただけます。
特定保険料払込免除特約	「特定保険料払込免除特約」を付加すると、「がん」で所定の状態に該当した場合、以後の主契約および特約の保険料の払込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。 ※「特定保険料払込免除特約」を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も「特定保険料払込免除特約」を付加した保険料となります。 ※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、「特定保険料払込免除特約」を解約することができます。解約後の保険料は「特定保険料払込免除特約」を付加していない場合の保険料になります。
重大疾病一時金特約	保険料を終身お払込みいただけます。

### ■その他

- ・一定期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。
- ・保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎ、<WINGS>が失効したときは、特約も同時に失効します。

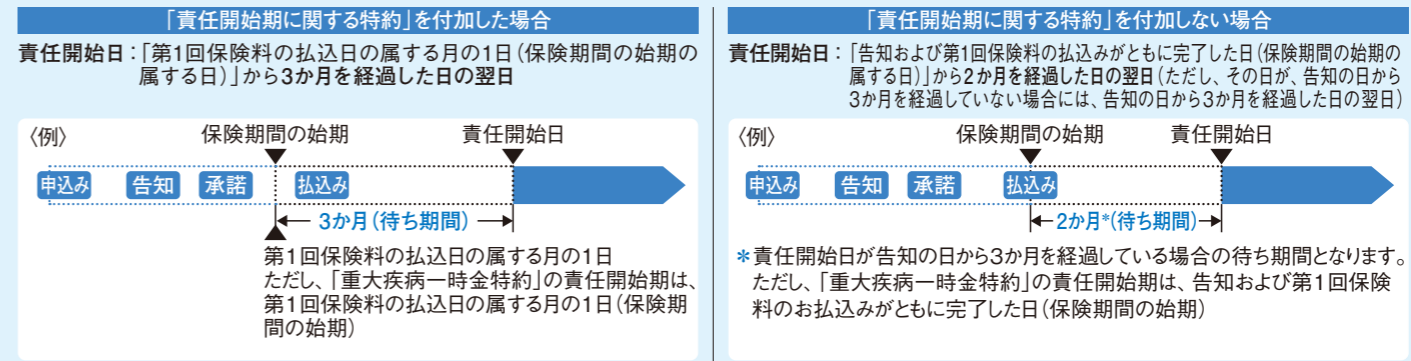
ご契約に際しては、保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。ご契約後も本冊子を大切に保管してください。

## 9. 保険料払込みの流れ

### 保障開始までのスケジュール[団体取扱・月払の場合]

詳細は当社または募集代理店にお問い合わせください。

ご契約上の保障を開始する日を責任開始日(期)といいます。<WINGS>および特約には、責任開始日(期)までの待ち期間があります。ただし、「重大疾病一時金特約」には「待ち期間」はありません。当社がご契約をお引受けした場合は責任開始日(期)は、つぎのとおりです。



⚠補足 担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

## 10. お引受けの条件 「がん保険」および特約には、それぞれ限度額があります。

主契約・特約名称	給付金・契約の限度	通算の限度
主契約 がん保険 〔低・無解約 払戻金2018〕	●診断給付金額(がんの場合の給付金額) バリューコース/充実コースの場合 入院給付金日額の100倍(固定) 基本コースの場合 入院給付金日額の200倍(固定)	●診断給付金 被保険者1人につき、当社「がん保険」の診断給付金額と特定診断給付金額を通算して1,200万円まで
	●入院給付金日額 バリューコース/基本コースの場合 1契約につき、5,000円(固定) 充実コースの場合 1契約につき、10,000円(固定)	●入院給付金と通院給付金 被保険者1人につき、当社の「がん保険」などの入院給付金日額・通院給付金日額をそれぞれ通算して60,000円まで ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円まで
診断給付金 複数回 支払特約	●特約給付金額(がんの場合の給付金額) バリューコースの場合 20万円(固定) 基本コース/充実コースの場合 50万円(固定) ●1契約につき、1特約のみ	●被保険者1人につき、当社「がん保険」の「診断給付金複数回支払特約」の特約給付金額を通算して1,200万円まで
がん先進医療・ 患者申出療養 特約	●1契約につき、1特約のみ	●被保険者1人につき、通算して1特約のみ ※当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療関連の特約のいずれかをご契約の場合には、新たな先進医療関連の特約をご契約いただけません。(「21世紀がん保険」「アフラックのがん保険(Fオルテ)」などに付加される「がん高度先進医療特約」は通算の対象ではありません。)
がん治療 保障特約	●特約給付金額 バリューコース/基本コースの場合 入院給付金日額の20倍(固定) 充実コースの場合 入院給付金日額の10倍(固定)	●被保険者1人につき、がん治療保障特約とがん治療保障特約〔2022〕の特約給付金額を通算して20万円まで
がん要精検後 精密検査 保障特約	●1契約につき、1特約のみ	●被保険者1人につき、通算して1特約のみ
がん特定治療 保障特約	●1契約につき、1特約のみ	●被保険者1人につき、通算して1特約のみ
外見ケア特約	●1契約につき、1特約のみ	●被保険者1人につき、通算して1特約のみ
重大疾病 一時金特約	●特約給付金額 100万円	●本特約と医療保険に付加する三大疾病入院一時金特約、三大疾病一時金特約、引受基準緩和型三大疾病一時金特約A、三大疾病一時金特約〔2020〕を通算して200万円まで

**1. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません**

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(\*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(\*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
  - 保険契約締結後に反社会的勢力(\*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(\*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。
- (\*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。  
 (\*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

**2. お申込みの撤回または解除について(クーリング・オフ制度)**

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます(クーリング・オフ制度)。
  - ① 「責任開始期に関する特約」を付加した場合  
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日(第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお申込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)
  - ② 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合  
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)
- お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返します。

**【お申込みの撤回等の方法】**  
 上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。  
 ・当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合  
 以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

- **アフラックホームページ** <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>
- **郵便によりお申込みの撤回等をする場合**  
 ※ハガキなどの書面に下記の(記入項目)を漏れなく記載してください。書式は自由です。 <記入項目>
  - ① 記入日
  - ② 撤回等の理由および撤回等をした意思
  - ③ 契約者の自署・フリガナ
  - ④ 契約者の生年月日
  - ⑤ 契約者の住所・電話番号
  - ⑥ 被保険者名
  - ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類)
  - ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可)
 ※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。  
 <郵送先> 〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号  
 アフラック 契約部 撤回担当行

- つぎの場合には、お申込みの撤回等ができません。
  - ・当社が指定した医師の診査を受けた場合
  - ・すでに契約したご契約の内容を変更する場合

**3. 告知義務について**

- ご契約者や被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。ご契約に際しては、被保険者の健康状態など「告知書」上で当社がおたずねすることがらについて、事実をありのままに正確にもれなくご記入(告知)ください。
- 医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様(ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いします。
- 申込書は、ご契約者ご自身で記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名をお願いします。また、被保険者欄のお名前および告知書は被保険者がご自身で正確にご記入ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。
- 当社では、被保険者の健康状態などに応じてご契約の引受対応を行っております。健康状態によっては割増しされた保険料でご契約をお引受けする「特別保険料率に関する特則」や、当社が指定する特定の疾病を保障しない「特別条件特則」を付加することでご契約をお引受けできる場合があります。今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方は健康状態によっては、「経験者保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増してご契約をお引受けできる場合があります。
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、ご契約のお申込後または給付金・保険金・年金などや保険料払込の免除のご請求の際に、お申込みの内容やご請求の内容などについて確認させていただく場合があります。
- 当社が告知書でおたずねすることからして、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合、保険期間の始期から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。保険期間の始期から2年を経過しているも、給付金・保険金・年金などの支払事由が所定の期間内に生じていた場合などには、保険契約を解除することがあります。この場合には、給付金・保険金・年金などの支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできませんし、保険料のお払込みを免除

する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。解除の際にお支払いする払戻金があれば、ご契約者にお支払します。  
 ※上記の場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消などにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

**4. 保険証券などについて**

- ご契約をお引受けしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ(承認通知書)」などをご契約者にお送りいたします。
- 「保険証券」などの内容が、お申込みの内容と相違していないかご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審な点がありました場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

**5. 保障の開始(責任開始)について**

- 当社が、ご契約上の保障を開始する日を、責任開始日といたします。ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合の「責任開始日」は、つぎのとおりです。
  - ① 「責任開始期に関する特約」を付加した場合  
第1回保険料の払込日の属する月の1日から3か月を経過した日の翌日  
ただし、「重大疾病一時金特約」の責任開始期は、第1回保険料の払込日の属する月の1日
  - ② 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合  
告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した日から2か月を経過した日の翌日(ただし、その日が、告知の日から3か月を経過していない場合には、告知の日から3か月を経過した日の翌日)  
ただし、「重大疾病一時金特約」の責任開始期は、告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した日

※責任開始日まで待ち期間があります。詳細は「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。ただし、「重大疾病一時金特約」には「待ち期間」はありません。

- 当社の生命保険募集人はお客様と当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

**6. 給付金・保険金などが支払われない場合について**

- つぎのような場合には給付金などをお支払いできない場合があります。詳しくは「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
  - ・「経験者保険料率に関する特則」が付加されていない場合で、責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていた場合  
「がん(悪性新生物)」と診断確定されていた場合には、ご契約は無効(復活の場合は、復活の取扱いの有効)となります。ただし、被保険者が、告知前または告知の時から責任開始日の前日以前に当社が指定した特定疾病の診断確定を受けていた場合、当社が指定した特定疾病の診断確定に限っては、無効とならない場合があります。
  - ・「経験者保険料率に関する特則」が付加された場合で、責任開始日の前日以前の所定の期間内に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていた場合、または「がん(悪性新生物)」の治療が行われていた場合  
被保険者が、告知の時から遡って5年以内(当社の定める条件を満たした場合は3年以内)または告知の時から責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたとき、または「がん(悪性新生物)」の治療が行われていたときは、契約者および被保険者がその事実を知っているかいかかわらずご契約は無効となり、給付金などをお支払いしません。 「重大疾病一時金特約」の有効の取扱いについては、契約概要P.26「5.特約の消滅」をご確認ください。
  - ・責任開始日より前に「上皮内新生物」と診断確定された場合
  - ・告知内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合
  - ・保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
  - ・給付金などを詐取する目的で事故をおこしたときや、保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
  - ・保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
  - ・免責事由に該当した場合 など

**7. 保険料の払込猶予期間・無効・失効・復活について**

- 保険料のお払込みには一定の猶予期間があります。  
 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について
  - ・第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は無効となります。
  - ・第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)
- 第2回以後の保険料について
  - ・第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は失効となります。
- 効力を失ったご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらかじめ告知をしていただく必要があります。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。

**8. お申込みのご契約が更新型、または更新型の特約が含まれている場合**

- 更新後の保険・特約には、更新日現在の普通保険約款、特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。

**9. 解約と解約払戻金について**

- ご契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。
- 生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・保険金・年金などのお支払いに、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合解約払戻金は全くないか、あっても払戻保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、性別、保険期間、経過年数などによって異なります)
- 保険種類によっては解約払戻金がないものがあります。低解約払戻金型・低解約払戻金特則が付加されている保険種類は、解約払戻金がない、または削減されているものがあります。詳細は「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

**10. 新たな保険契約への乗り換えや見直しについて**

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。
  - ・多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特にご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。(「9.解約と解約払戻金について」をご参照ください)
  - ・一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
  - ・新たな保険契約については、あらかじめ告知(または診査)が必要になります。被保険者の健康状態などによりご契約をお引受けできない場合があります。

**11. ご契約内容の見直し方法について**

- ご契約内容を見直す場合、つぎのような方法があります。

	特徴	しくみ	現在のご契約	保険料
条件付解約	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。	保険期間を途切れさせることなく、現在の新しいご契約に加入いただく方法です。ご契約は1件になります。	消滅します(*1)	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在の契約より引き下げられ、保険料が引き上げられることがあります。
追加契約	現在のご契約はそのまま継続し、異なる契約で保障を充実させることができます。	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約(ご契約者専用)にご加入いただく方法です。ご契約は2件になります。	継続します	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただけます。
特約の中途付加	現在のご契約の保障内容や保険期間を変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。ご契約は1件のままです。	継続します	被保険者の満年齢(*2)、保険料率(*3)により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただけます。

- (\*1) 新たなご契約の契約日前日に解約となります。また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払します(新たなご契約に充当はされません)。
- (\*2) 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。
- (\*3) 中途付加日時点における保険料率となります。

**その他重要事項**      ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認ください。

**個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)**

- **プライバシーポリシー**  
 当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

**医療費助成制度について**

お子さまが医療機関で治療を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

**「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い**

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を超えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。
- ご契約中の特約を解約して新たな特約を中途付加する場合、新たな特約の保障の開始まで「待ち期間(保障されない期間)」があるため、ご契約中の特約と新たな特約ともに保障の対象とならない期間があります。(「重大疾病一時金特約」を除く)
- 現在ご契約のがん保険の種類や内容によってはお取扱いできない場合があります。各がん保険の見直し方法の詳細については、当社ホームページをご確認いただくか、コールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

**12. 給付金・保険金などのお支払手続きに関する留意事項について**

- お客様からのご請求に応じて、給付金・保険金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金・保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当社コールセンターまたは担当代理店までご連絡ください。すみやかにお受け取りに必要な書類をお送りいたします。請求手続きについては当社ホームページでもご確認ください。
- 支払事由については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金・保険金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますのでご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別の事情がある場合、保険種類によっては、同居のご親族などが被保険者に代わってご請求いただける場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- 代理請求人があらかじめ指定されている場合には、指定代理請求人に対して、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

**13. 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について**

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額、保険金額、年金額などが削減される場合があります。
- 当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。その会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約の際の給付金額、保険金額、年金額などが削減されることがあります。詳細については「ご契約のしおり」をご覧ください。

**14. お客様からの相談・照会・苦情などのご連絡先**

- 保険に関する相談・照会・苦情などありましたら、当社募集代理店または当社窓口でお受けいたします。
- この商品に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

**アフラックコールセンター**

<b>通話料無料</b>	<b>0120-5555-95</b>	<b>受付時間</b>	[月曜日～金曜日] 9:00～18:00 [土曜日] 9:00～17:00 ※休日・年末年始を除きます。
--------------	---------------------	-------------	--